



中国自免第859号

免 許 状

有限会社新岡山工業

代表取締役 田口 秀美 殿

平成2年3月6日付け申請の一般区域貨物自動車運送事業は、
右の条件を付して下記のとおり免許する。

道路運送法第7条第1項の規定による運輸開始期間は、免許の日
から4箇月とする。

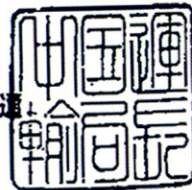
記

事業区域

岡山県の区域とする。

平成2年8月6日

中国運輸局長事務代理 佐々木 博通



免 許 に 付 す る 条 件

1. 被害者1名につき保険金額最低1,000万円の任意保険等（自動車損害賠償責任保険の上積みである対人賠償責任保険または責任共済）に加入すること。
2. 石油類、化成品類、高圧ガス類を運送する事業用自動車については、当該危険物に対応する適切な保険金額の対物の任意保険等（担保危険を積載物の火災、爆発、漏洩に限定した保険で足りる。）に加入すること。